

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 音更晩成園

平成30年度は、平成27年度に施行された「障害者総合支援法3年後の見直しの年」に当たり、障害福祉計画『第5期計画期間（平成30～32年度）』のスタート年度となっている。改正障害者総合支援法においては、新たなサービスとして

- ・ 自立生活援助
- ・ 就労定着支援
- ・ 重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

が創設される。

また、今年度の障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で前年度比+0.47%であるが、送迎加算の減額や就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直しなど、厳しい状況もある。

施設整備に関する予算は、全体で103億円と昨年に比べ32億円ほど上積みされているが、就労支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホームの整備促進、あるいは防災体制強化がその主な目的とされ、晩成学園・緑陽荘等の入所施設整備に関しては非常に厳しい状況に変わりないが、昨年同様、行政を含め関係機関に理解を求めていく予定である。

これらを含め当法人は、利用者の地域移行推進と生活環境の改善のためのグループホーム整備と夜間支援体制の構築、相談支援業務のさらなる専門性の拡大を図っていくこととする。なお、具体的な重点目標は以下の通りである。

重点目標

- ① 社会福祉法人制度改革の推進
 - * 法令・行動指針の遵守
 - * 役員・評議員研修の実施
 - * 人件費を軸とした経費の効率化
 - * 地域ネットワークの推進と強化への取り組み
 - * 地域における公益的な取組
～『花咲ける郷』、地域行事への参加協力
- ② 施設・環境整備
 - * 晩成学園、緑陽荘の改築移転、日中活動施設創設の整備事業の継続推進
 - * グループホームの建設
- ③ 利用者支援
 - * 虐待防止と権利擁護
 - * 相談支援体制の強化
 - * 自治会活動支援
- ④ 人材確保と人材育成
 - * 新任職員のフォローアップ(エルダー制度の充実)
 - * 職員の専門性、支援力の向上
 - ・ 資格取得のための支援
 - ・ 外部研修への参加
 - ・ 法人内部研修の実施
 - * 先を見越した幹部職員・中堅職員の育成

⑤ 保護者会及び家族との連携

- * 夏まつりの実施協力
- * 懇談会の開催

晩成学園 支援事業計画

平成30年度は、国の障害福祉計画「第5期計画」（平成30年度～32年度）に入り、長期的展望（平成28年度～平成37年度）にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画「輝きつづける北海道（生活・安心・いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす）」を障がい施策分野においても定めるものとしており、障害者基本法、社会福祉法その他法律の規定により障がい者の地域における生活の維持及び継続の推進、調和を保ちながら地域共生社会の実現に向けた取組、様々な障がいにも対応したサービス提供体制作りと障がいのある人が家族と安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築など、ますます福祉施設が地域と連携し取り組んでいかななくてはならないと思われる。当事業所においても障がい者支援の一層の充実を進め、障がいがあっても安心して暮らすことができる社会参加づくりを目指すと共に、個々の権利擁護の推進と暮らしやすい施設環境の整備に努めていきたい。

基本として「1. 利用者個々の権利擁護と自己決定権の尊重」「2. 様々な障がい特性やニーズにきめ細かく対応」「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」の3つを最優先事項として取り組んでいくと共に、特に権利擁護については個人の尊厳と権利擁護を意識した職員・組織体制を整えていく。

近年、当事業所においても重度・高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、利用者個々の健康状態や障がい特性に応じた生活支援等、ハード・ソフト面の対応を図ると共に、認知症や強度行動障害についての専門的な知識の習得を積極的に行い、施設内研修は元より各種研修会、地域で行われる講座等に参加し、職員一人一人のスキルを上げ、より専門性を高め利用者支援に活かせるよう努めていく。

【基本方針】

- I. 権利擁護の厳守と自己決定権の推進に努める。
- II. 個々の人格や個性を尊重し、地域共生社会と交流が図れるよう努める。
- III. 職員は常に専門的な知識と技術の研鑽に努め、利用者の心身の安定と健康の維持に努める。

【支援方針】

1. 支援態勢と日中活動の充実

施設入所・通所共により個々のニーズや特性に適した支援を行い、よりきめ細かなサービスを利用者の方に提供出来るよう、ニーズや特性に合わせた活動を設定し取り組んでいく。

充実したサービスを提供していくため、支援課の体制強化を図り、幅広く障がい者支援を見極める力をつけ、より一層の支援サービス向上に努めていく。

人材の育成と定着を図るためエルダー制度を活用し、スタッフ同士の意思疎通が日々成り立つよう努めると共に、資質向上を図っていく。

毎月の会議で、インシデント・アクシデントの分析を行い、事前の事故防止に繋がるよう対応し、利用者の方が安心・安全に過ごせるよう努めていく。

重度・高齢化に即した支援を行うと共に、残存機能及び健康寿命を維持できるよう日々の

活動を通して個々の状況に合わせた支援を行い身体機能の維持を図っていく。
利用者から要望の多い小グループでの道内・外旅行など余暇時間の充実を図り、対象利用者の状況やニーズに合わせて企画し実施する。

サークル活動を定期的に企画し創作活動やレクリエーション、軽運動を積極的に取り入れ日中活動の充実を図る。また、利用者自治会企画のイベントなど運営のバックアップをしながら個々のニーズに合わせた引率外出などを実施し、生活の張りにつながるよう努めていく。

2. 権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止部会を中心に利用者の権利擁護に関して取り組んできた。今年度についても、過去の取り組みを生かすと共に、更なる権利擁護や虐待防止、個々の利用者の尊重に取り組んでいく。

利用者の意志決定を尊重し、障害特性によって意思疎通が困難な方にも構造化など多様な意思疎通の方法を活用し合理的配慮に努めていく。

権利擁護・虐待防止に関する自己チェックを定期的に実施する。

毎月のヒヤリハットを集計し、事故防止に日々緊張感を持ち、支援会議にて分析・対応を図る。

外部で開催される各種研修会に積極的に参加し専門知識の習得に努める。

内部研修を実施し、虐待の防止を啓発と普及、望ましい支援のあり方を検討していく。

利用者の個々の尊重と権利擁護を支援の重点として、職員の専門性と支援技術のスキルアップにも努め、生活介護のみならず日中活動の充実と利用者の生活の質の向上を目指す。

3. 医療

利用者の高齢化・重度化にともない、医療対応や給食形態の多様化が重要となっている。医療に関しては、定期受診、検診後の再検査、精密検査、感冒症による通院等、増加の一途を辿っており、各関係機関と連携を図りながら対応していく。

また健康診断及び各種検診により、疾病の早期発見に努め毎日健康に過ごせるよう日々のバイタルチェックを実施していく。健康診断については、年2回の健康診断をはじめ、歯科検診、骨粗鬆症検診の実施、女性は乳がん・子宮がん検診を実施し、男性についても前立腺がん検診等を必要に応じ実施していく。

感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と園舎内の清掃・消毒を行っていく。

一定年齢以上の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、高齢者が肺炎による重篤な状態とならぬよう予防に努めていく。

年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していく。

4. 食生活

食事に関しては、利用者の方が一番の楽しみとしている中、高齢化と共に嚥下機能が低下している利用者、また認知症等により食事の介助頻度も年々増えており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮し食事形態の工夫や嗜好調査を行い、毎日楽しく食事をして頂けるよう対応しているところである。現在持っている嚥下や咀嚼機能を維持していく事も大切であり、パターンリズムに陥らないよう意識し、個々に合わせた食事形態を提供出来るよう管理栄養士と協議しながら事故防止に努めていく。

栄養状態の維持や食生活の向上として、給食運営会議、四半期毎の栄養スクリーニング会議や年2回栄養ケア会議を実施し、利用者に楽しんで食事を摂ってもらえるよう希望を取り入れたバイキングや選択メニューの提供、季節に応じた雰囲気作りを行い、毎日の食生活の潤いや楽しみとなるよう努めていく。

5. 生活環境の改善

平成28年度より法人内に改築検討委員会を設置し、施設整備に向けた検討会議を定期に実施してきた。改築に関わる施設整備に向けて検討し、平成30年度は、より細部にわたり検討していき、20年、30年先を見越した施設整備を目指し、利用者の方達が安心・安全に生活できるよう改築検討委員会を主体とし改築に向けた取り組みを今後も進めていく。

6. 非常災害

火災や各地で起きている世界的異常気象、大地震等、当事業所においてもどのような災害が起きても利用者の方達の安全を最優先した対応が出来る様、非常災害時の備品等の整備（必要物品の購入）を行い対応していく。

年3回の避難訓練を実施し不測の事態を想定した訓練を実施すると共に、自衛消防隊の訓練や水・電気・ガス等ライフラインの停止も想定した非常災害訓練を行う。

晩成学園 短期入所事業計画

I 事業の基本方針

- (1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応するため、定員3名に加え空床型を併用して地域のニーズに対応していく。
- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上、ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者お一人お一人の人間性を尊重し、心身の状況や個性をよく理解し援助を行うように努める。利用者の中には不安や緊張感を抱く方も多く、また、環境の変化により心身に不調をきたすこともあることから、心身の状態の観察には細心の注意を払い、安心して利用していただけるよう適切な援助を行う。
- (4) サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが想定されるが、援助の対象者を利用者本人のみならずご家族も一体として捉えて援助を行うように努める。
- (5) サービスの質の向上と、職員の育成を図るための各種研修会への参加や内部研修を実施し、その専門性を高めるよう努める。
- (6) 苦情・相談等に対しては、真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努める。
- (7) 実情に沿う危機管理の充実に努める。

II 重点取り組み計画

1. 利用者の人権と権利擁護を遵守し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努める。
2. 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行う。
3. 市町村等関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努める。
4. 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでその人らしい生活ができるよう努める。

5. 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努める。
6. 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく丁寧に説明し、同意を得る。
7. 全職員が共通認識のもと、サービス提供に努める。
8. 職員の資質・サービスマナーの向上として、助言を受け止め、支援技術の向上に役立てるよう努める。
9. 実情にあった危機管理ができるように利用者の支援情報を共有する。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について丁寧に説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、指定障害者支援施設（晩成学園）の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック（血圧、脈拍、体温の測定）等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置などを行う。 また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、敏速に対応するように努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

晩成学園 相談支援事業計画

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「自立生活援助」と「地域生活支援拠点等の機能強化」が新たに加わることになり特定相談支援事業所の役割として従来の計画相談やモニタリングの作成の他に、地域資源の窓口としての役割は尚一層重要なものとなります。

また、現在利用されているサービス支援の検証のため、モニタリング実施標準期間の見直しがあり、モニタリングの頻度について、従来の1年ごとから次期モニタリングより6ヶ月ごと（一部3ヶ月ごと）となり、当事業所における年間モニタリング（計画含む）件数が240件/年から350件/年と増加が見込まれており、サービスの利用状況についても市町村に定期的に報告するよう改正されている。

ただし、相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の上限が新たに設定され、35件/月（6ヶ月の平均）までとなり、モニタリングの質の充実も謳われている。

報酬については、基本報酬は従来の単価より抑えれ、加算による報酬体系（入院時情報連携加算・サービス担当者会議実施加算など7項目）に加えられるように変更となる予定で

ある。

本事業所においては、このような制度改正に対応するため、従来の兼務による2人体制から、専従職員の配置による体制（専従1名、兼務1名）により、専門性の高い計画相談支援体制の強化に努め、今後もより利用者及び保護者のニーズに合わせた総合的なサービス等利用計画を作成し継続的かつ計画的な福祉サービスの利用につながるよう努めていく。

I 事業の基本方針

- (1) 利用者・保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立つて行うものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うよう努める。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努める。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努める。
- (5) 市町村、医療、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (6) 自らのその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

II 重点取り組み計画

1. 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係わる利用者若しくは保護者、又は地域相談支援の申請に係わる利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成していく。
2. 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係わるサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成していく。
3. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行っていく。

「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。

新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定利用者又は地域相談支援給付決定利用者に対し、当該申請の勧奨を行う。

相談の受付	相談支援事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。受付に際しては、親切かつ丁寧に対応する。
サービス利用計画書	①利用者及び家族の置かれている状況を把握し、希望する生活・解決すべき課題を把握する。 ②必要な福祉サービス等の種類・内容・量を確認する。 ③関係機関との調整を図り、サービス利用計画を作成する。 ④利用者に、サービス利用計画を理解できるよう説明し、同意を得る。

サービス利用計画書作成後のモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上面接を実施し、経過を把握するとともにサービス提供事業者等との調整を図る。 ・必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
苦情の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者並びに家族からの苦情を積極的に聴き取り、当事業所及びサービス提供事業者へ適切に伝える。
ご家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

緑陽荘 事業計画

障害者自立支援法（現・総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等にかかる利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、その支援は年々拡充している。そうした中で平成27年度に取りまとめられた、「総合支援法3年後の見直し」の提言を踏まえて、「改正障害者総合支援法」が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（全体として+0.47%）と同日の平成30年4月1日に施行される。

本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスが設定されるとともに、障害者の重度化や高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援として、以下の新サービスが設定されている（①重度障害者を対象としたグループホームの創設 ②地域移行・地域生活を支援する「自立生活援助」の設定 ③地域生活支援拠点等の機能強化 ④共生型サービスの設定）。

当法人の利用者においても重度化・高齢化の傾向は否めず、そのニーズは多様化しており、特に学園・緑陽・らいふにおいては喫緊の課題となっている。またデイセンターなど通所においても「共生型サービス」等の介護保険優先原則に応じた対応が必要であり、現在進行している学園・緑陽の移転改築と合わせて検討していかなければならない。

1 基本方針

障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある施設運営を進めていくと共に、地域福祉を支える拠点施設となるよう事業の推進に努めます。また、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が望むライフステージを実現できるよう専門的な知識と技術、価値観を持って良質で安心・安全、快適なサービスを提供します。

2 重点目標

①権利擁護

利用者1人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法施行に伴う利用者の権利擁護に真摯に取り組むとともに、職員個々の意識の向上に努めます。

②重度・高齢障がい者への支援

重度の障がいを抱えていることや年齢を重ねるということは、心身機能の低下による新たな生活障害を作り出すことである事を踏まえ、安心・安全な生活、社会活動に参加できるよう標準的な支援方法を確立し、より専門性を発揮した支援に努めます。

3 具体的取り組み

①権利擁護

利用者が安心してサービスを利用していただくためには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、特に権利擁護に関連する関係法令を正しく理解した上で日々の業務に就かなければなりません。利用者の意思決定に関わる支援の実施や虐待防止委員会を中心とした研修会や外部研修を積極的に受講するとともに、「業務振り返りチェックシート」も活用しながらサービスの向上に努めます。

②支援体制の強化

利用者の重度、高齢化への対応や個々の障がい特性に沿ったきめ細かな支援・介護が実践できるよう1係3班体制から4班体制に変更します。

③個別支援計画

適切なサービスを提供するために、利用者個々の状態を正しく理解し本人の意向を尊重するとともに、リスク回避の優先や先入観だけの支援とならぬよう、常に個々の有している能力の維持・向上に努めます。

・生活介護

利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的とした日中活動を提供するとともに社会参加を支援します。

・施設入所支援

利用者個々が豊かで快適な生活を送ることができるよう生活環境を整え、障がいや年齢を考慮した支援・介護を実践します。

④保健・医療

・日常の健康管理について基本的なバイタルチェックや口腔ケア、機能訓練などを通して機能維持、疾病予防に努めます。

・協力医療機関と連携を図りながら利用者の健康状態の把握に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、年2回の健康診断（婦人科検診を含む）を行います。

⑤感染症対策

・感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び蔓延を防げるよう定期的に研修会を開催し正しい知識や技術の習得に努めるとともに、清掃・消毒を徹底し施設内の衛生を保ちます。

・感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施や65歳以上の利用者には肺炎球菌ワクチンの接種を勧めます。

⑥食事・栄養

・栄養ケアマネジメントに基づき、栄養バランスのとれた食事サービスを提供します。食事は健康や生活の維持だけではなく、心も満たす大切な時間として捉え、バイキングや選択メニューなどを企画し、満足感のある食生活を送って頂けるよう努めます。

・嚥下や咀嚼の状態、使いやすい食器であるかを定期的にアセスメントし、安全においしく食事を摂ることができるよう努めます。

⑦余暇支援

生活の活性化を図り心豊かな時間を過ごすことができるよう、旅行や外出など様々な余暇支援を実施します。実施にあたっては利用者個々の特性を踏まえ安全面を考慮するとともに、利用者主体の活動となるよう引率体制を整え、普段の生活とは違う雰囲気を楽しんでもらえるよう努めます。

⑧地域社会への貢献

「共生社会」の実現や施設利用者の自立を促進するために、社会関係の拡大を図る

とともに、施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（町内会行事や地域美化運動への参加）を行います。

⑨人材育成と職員の連携

社会性を強く求められる専門職として、職員1人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また、「ほう・れん・そう」の基本を大切に支援の連携と継続性を高めます。

⑩その他

・リスクマネジメント体制について、施設内で報告されたヒヤリハット事例を検証し、介助方法等の業務マニュアルの見直しを随時行い、迅速な改善策の実行に努めます。

・火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、昨今の大規模災害で知り得た情報を精査し、災害時対応マニュアルの見直しや食料、消耗品等の備蓄品を点検・更新するなど、利用者や地域の防災・安全対策に寄与します。

・コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスが、透明性のある施設運営の第一歩という認識を全職員が持ち、各種法令・指針（障害者総合支援法、虐待防止法、倫理綱領など）に定められている事項を熟考し、今求められている福祉施設像の把握に努めます。

・移転改築に向け、緑陽荘独自の改築検討委員会を立ち上げ、重度・高齢利用者が快適な生活が送れるよう設備面の検討やユニット化に向けた具体的な支援体制を検討していきます。

緑陽荘 短期入所事業計画

□基本方針

1 制度の趣旨に沿って、利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

2 利用者一人ひとりの人間性を尊重し、利用者の心身の状況や個性をよく理解し、援助を行うように努めます。利用者の中には環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、時には心身に不調をきたすこともあるため、安心感を持てるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うよう努めます。

3 サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが多いことから、援助の対象者として利用者と家族を一体として捉えて援助を行うよう努めます。

4 職員の育成、資質・サービスマナーの向上、専門性を高める研修会への参加や園内研修の充実に努めます。

5 苦情、相談等に対しては真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努めます。

6 実情に沿った危機管理の充実に努めます。

□重点目標

1 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努めます。

2 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行います。

3 市町村関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努めます。

- 4 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでそのひとらしい生活ができるよう努めます。
- 5 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努めます。
- 6 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく説明し、同意を得ます。
- 7 全職員が共通認識(情報の共有化)をもってサービス提供に努めます。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、障がい者支援施設・緑陽荘の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック(血圧、脈拍、体温の測定)等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置等を行う。また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、迅速な対応に努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

デイセンターばんせい 事業計画

基本方針

デイセンターばんせいは平成10年に開設し、今年で20周年を迎えることになりました。現在のような多機能型になってからは5年目を迎えます。引き続き基本理念のもと、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と、事業の健全かつ安定した運営を目指します。

事業を進めるにあたっては、人権と尊厳を支える専門職であるという意識を持ちながら、利用者、家族の願いや希望を大切にされた支援に努めます。職員は各種研修会に参加するなど自己研鑽に励み、支援の質と組織の力を高めるようにします。中でもエルダー制度を活用し、新任職員の実務の指導や職場生活上の相談などを充実したものにしていきます。そして利用者の方々が健康で活気ある事業所になることを、目標に掲げていきたいと考えています。

4月には、3年ぶりに障害福祉サービス等報酬改定が行われることとなります。特に就労継続支援B型事業は厳しい状況が見込まれる中、利用率の向上、各種加算の適応、収支の改善など経営努力を進めていきます。

(1) 事業方針

①「多機能型」共通方針

- ・利用者の人権を尊重し、自己実現へ向けた多様な支援を行う。

- ・利用者支援は、権利擁護、虐待防止などの視点に基づいて実践する。
- ・支援内容の向上を図り、利用者及び家族の希望や願いに応えられる事業所を目指す。
- ・働きやすい職場環境作りに努め、職員の定着率を高める。
- ・個々の職員が資質の向上に努め、それぞれの個性や力量を発揮する。
- ・導入された支援記録システムを有効活用し、事務の省力化を図る。
- ・各種学校との協力関係を維持し、新規利用者の情報等を把握する。

②「生活介護」基本方針

- ・健康面や生活面での支援や介護の充実を図る。
- ・加齢化対策を進めるにあたり、介護保険サービス事業所等の見学を実施し、介護の質を高める。
- ・創作活動、スポーツ活動、余暇活動、行事の内容の充実に努めていく。
- ・生産活動を通して、働くことの喜びや生きがいを感じられるようにする。また身体機能の維持・向上に繋がる、機能訓練の機会をとらえる。
- ・希望が多い土曜営業(土曜レクリエーション)を実施し、観光スポットや外食などへ行き、普段とは違う雰囲気を楽しむ。併せて社会性を身につける。

③「就労継続支援B型」基本方針

- ・利用者の作業及び生活面の支援をする。
- ・利用者の作業スキルや製造者としての意識を高めるため、評価表を導入します。
- ・安全性、作業効率、コストを意識した製品作りを目指し、工賃の向上を図る。
- ・販売先の開拓、販売ルートの見直しなど、安定した販売網の構築を進める。
- ・食肉加工製品の販売価格を見直し、適正な利益が確保されるようにする。
- ・食肉加工場の修繕や備品等の更新に備え、積立金を確保していく。
- ・一般就労者輩出に向けて、事業所として各種関係機関との連携、協力体制の確立に努める。

(2) 利用者支援

①「多機能型」共通

- ・個別支援計画書、各種業務マニュアルなどに基づき、質の高いサービス提供に努める。
- ・利用者及び家族の苦情や相談などに、速やかに対応できるようにする。
- ・プライバシー保護や権利擁護、虐待防止の徹底を図るため、事業所内、法人内での研修はもとより、外部研修会にも積極的に参加しスキルの向上に努める。
- ・利用者の自主性・主体性を尊重し、エンパワメントが発揮できるように支援する。自治会運営への支援、そして個々の利用者の意思決定支援にも取り組む。
- ・病欠はじめ、入院など長期に利用できない場合、電話連絡、面会、家庭訪問を通し、ご本人、ご家族の状況を把握し必要な支援を行う。

②「生活介護」

- ・支援や介護においては、自立支援、プライバシーの保護の視点を尊重し、個々の利用者に合った働きかけをする。
- ・高齢者及び健康上に大きな配慮を必要とする利用者が増える中、専門的知識や介護技術を習得し、安全かつ適切な支援をする。
- ・生産活動を通し、育てる、作る喜びを感じるとともに、身体機能の維持や向上、ストレスの緩和に繋げる。
- ・季節ごとの行事やレクリエーションを計画的に実施し、リラックスした中で季節の変化を感じたり、生活リズムを整えられるようにする。
- ・創作活動を通し、各自の能力や特色を伸ばすこと、表現する素晴らしさを感じられるよ

うに支援する。

- ・入浴により新陳代謝の促進、筋肉の緊張や疲労を和らげるなど、心身機能を高めるとともに、清潔に保つことで疾病や感染症を予防する。
- ・各種スポーツ大会（ミニバレーボール・パークゴルフ・アジヤタ）出場を目標にすることで、生活の中で意欲的に過ごせるよう支援する。また大会を通して他施設・事業所との交流を深める。

③「就労継続支援B型」

- ・食肉加工作業に取り組むことで個々の能力を発揮できるよう、製造工程や作業環境を改善する。また作業中の事故や衛生上の問題が生じないよう細心の注意を払う。
- ・製造過程から販売に至るまで、利用者が携わることの大切さを意識して作業に取り組む。
- ・ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなど、関係機関と連携を取りながら、就労に結びつくよう努める。一般就労後も、必要に応じ職場訪問、本人との面談など支援を継続し失業に結びつかないようにする。

（3）健康管理

- ・バイタルチェックをはじめ、家族や地域支援センターらいつとの連携により、健康状態を把握する。状況に応じて受診を進めるなど健康上の助言を行う。
- ・健康診断や各種予防接種などの情報提供や斡旋を行う。
- ・感染症対策として、うがい・手洗いの励行、センター内の清掃・消毒を徹底する。また事業所内で定期的に講習会を開き、対応方法を学ぶ。
- ・緊急時に備え、事故・急病対応マニュアルに沿って訓練を行い、安全管理に努める。
- ・加齢化に伴い生活習慣病の予防、身体機能の維持や向上のため、機能訓練、ウォーキング、体操、軽運動などを提供する。（生活介護）
- ・口腔ケアを定期的に行い、歯磨きの仕方や虫歯、義歯の使い方を確認する。また口腔機能の維持や向上にも努める。（生活介護）

（4）食事の提供

- ・利用者の健康維持、増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
- ・食事を通して季節感や喜びを感じられるような、バリエーション豊かなメニューを提供する。
- ・食事介護が必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行う。
- ・食事の趣向調査、アンケート、給食会議などをもとに、毎日の食事メニューはじめ、バイキング、選択メニューを充実させる。

（5）環境整備・安全管理

- ・清潔・快適・安全な環境で生活するために、事業所内外の整理、整頓、清掃を徹底する。
- ・修繕・修理の必要な箇所については、迅速に対応する。
- ・地震、火災、台風、大雨など様々な災害を想定し、マニュアルに沿った訓練を行う。
- ・突然の事故を未然に防止できるよう、日頃よりヒヤリハット報告書を作成し、問題点や対応策を検討する。

（6）地域との連携

- ・社会資源の一つとして、地域に開かれ地域に根ざした事業所となるべく、市町村、町内会、近隣住民との連携や協力体制を築くよう努める。
- ・ご家族をはじめ、地域からの相談事を受け入れることができるよう、事業所として力量を高めていく。
- ・障がい者理解や食育教育の一環として、東土狩小学校とのソーセージ作り体験事業を

施する。

主な施設整備・修繕・購入物品等

- ・食肉製品細菌検査の実施(2年目)
- ・ソファ(1脚)購入
- ・浴室の手すりの増設
- ・厨房エアコンのクリーニングの実施
- ・曲がり竹の更新(生産活動)

地域支援センターらしい 事業計画

平成30年度の我が国の経済は、海外経済の回復が続く下、「平成30年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成30年度の実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.1%程度の上昇と見込まれる。

政府としては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020年度までの最重要課題と位置付け、3年間を集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築くとしている。

こうした中障害福祉サービス関係費は、自立支援給付(障害福祉サービス)として、前年度比+606億円の10,997億円が計上されている。

また、障害福祉サービスの報酬改定については、障害者の重度化・高齢を踏まえた、地域移行・地域生活の支援、障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児の対応など)、精神障害者の地域生活移行の推進、就労継続支援の工賃、賃金の向上、就労移行、定着の推進、持続可能性の確保と効率的、効果的サービス提供等を重点的改定項目として挙げ、改定率全体としては、+0.47%となっている。

1. 基本方針

障害者福祉施策については、第5期障害福祉計画の初年度として、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障害児の健やかな育成のための発達支援を基本的理念として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等を成果目標として定め、推進しているところである。

そうした中当事業所においては、共同生活援助事業所(介護サービス包括型)として再出発して5年目を迎え、引き続き地域支援センターらしい「基本理念」の下、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定的な経営に努めて

いきます。

利用者支援については、利用者の人権・利用者の尊厳・権利の尊重に基づく支援を実施することはもとより、利用者一人ひとりにあった、個別支援計画と職員の基本である倫理綱領及び行動規範により、適正かつ効率的な支援を行います。

提供サービスの内容として、共同生活援助事業を実施します。

共同生活援助事業については、利用者が自立した地域生活を営むことができるように、その人の潤いと生きがいのある生活の場とするために、充実したサービスの提供に努めます。

平成30年度も引き続き、利用者の社会生活向上と余暇活動の充実を図りながら、障害のある一人ひとりが充実した生活が送れるよう適切な支援に努めるとともに、障害の多様化と高齢化に対して常時の支援体制を確保して、利用者が地域において継続して生活するための準備を進めます。

2. 重点事項

- (1) 利用者の人権尊重、権利擁護及び虐待防止
- (2) 利用者の健康管理の充実
- (3) 利用者一人ひとりの特性やニーズに即した個別支援の充実
- (4) 利用者の防火・防災対策の強化
- (5) 利用者の地域交流や余暇支援の促進
- (6) 家族や関係機関等との連携強化
- (7) 施設入所者の地域移行に伴う住居の新築準備
- (8) 夜間支援等体制の準備を進める

3. 具体的取り組み事項

(1) 個別支援計画に基づいた支援

- ①利用者個々に快適で安全な生活を送ることができるよう、利用者または状況に応じて家族・後見人等のニーズを十分に把握した上で個別支援計画を立案する。
- ②生育歴・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等、事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
- ③個別支援計画会議を開催し、様々な視点から検証し個別支援計画を作成する。
- ④個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者または状況に応じて家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。
- ⑤サービス管理責任者は、サービス提供にかかわる総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
- ⑥個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り適切な支援を実施する。
- ⑦個別支援計画に対し、支援状況や支援経過を振り返るとともに、課題を再確認したり、次ステップへの転換を図ったりする機会とする。
- ⑧利用者の状況に応じ、定期的に計画する評価・見直しを行う。原則として6ヶ月に1度は評価を行うこととする。
- ⑨個別支援計画に対してモニタリングおよび計画の見直しを行う場合は、個別支援計画会議を開催し、利用者個々の理解を深めるとともに個別支援計画に反映する。

(2) 日常生活支援

- ①高齢化を含め、利用者の実情に応じた生活環境の整備を図るとともに、支援体制の検証や調整を行う。
- ②一人ひとりにあった居室空間を見直し、より快適な生活につながるよう努める。

- ③個々の心身状況を考慮し、個別性・主体性を重視した支援を行う。
 - ④日常生活を営むうえで普通に行っている、食事や排泄、整容、移動、入浴等のアセスメント・ニーズ把握を適切に行い、主体的な生活を来ることができるよう支援の見極めやサポートのあり方を目指す。
 - ⑤利用者のニーズに応じて、家事を身につけるための支援を行う。
 - ⑥個別支援計画を基に、健康で主体性のある生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの気持ちにより添う支援を行う。
- (3) 関係各所との連携・継続した支援
- ①就労先や福祉サービス事業所等の日中活動先との連絡調整を密に行うことで情報を共有し、担当職員を中心としたネットワークを強化し、日中の活動拠点と連携・継続した支援ができるように努める。
 - ②職場訪問を定期的あるいは適宜行って、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。
 - ③失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。
 - ④入居者の家族との細かな情報交換を心がけ、自立した生活を共に支えていけるように努める。
 - ⑤地域の行政区活動に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。
 - ⑥地域の社会資源の活用や行事等の参加については、地域の各関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じて利用できるサービスの情報を提供しながら、様々な活動に参加しやすい環境を整える。
- (4) 訪問による生活相談及び外出、旅行、余暇支援
- ①各ホームを定期的に夜間訪問し、生活全般に関する相談、支援を行う。
 - ②利用者主体の暮らしを継続していくために、各ホーム及び個々の意見を傾聴し、できる限り希望、要望に応えられるように努める。
 - ③利用者の外出や余暇活動等、充実した地域生活を送れるようにするため、一人ひとりのニーズに応じた社会資源を提供し、関係機関との連携及び同伴、送迎等の支援を行う。
 - ④利用者の希望に応じ、十勝管内及び北海道内、北海道外の旅行を企画し、引率支援を行う。
 - ⑤利用者が病気・怪我などにより通院が必要な場合は、通院に同伴、送迎等を行う。
- (5) 預かり金事務の支援
- ①グループホームの入居者、地域生活者の財産等の預かり金事務は、「利用者預かり金規程」「金銭出納管理サービス契約書」により、支援する。
 - ②本人の収入に応じた支出のあり方を十分説明し、適切な使用ができるよう支援を行う。
- (6) 健康管理
- ①利用者個々の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療、周知徹底に努め、心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、必要な支援を行う。
 - ②定期的及び必要に応じた各種健康診断・予防接種・各種医療機関の受診により健康状態の把握、早期対応に努める。
 - ③服薬のある人に関しては、誤薬・服薬忘れの無いよう、厳重な服薬管理を行う。
 - ④加齢に伴う傷病のリスクや、個々人の体質による疾病発生の予防に努める。

- ⑤健康維持の一環として、口腔ケアの充実・徹底を図る。
 - ⑥衛生管理に対する支援として、身体・着衣・寝具・居室・設備等の清潔保持に努める。
 - ⑦手洗い・うがいを励行し、感染症予防に努める。
 - ⑧疾病の管理と現在治療継続している利用者については、主治医との連携を密にし、日常生活や食生活の改善を図り治療がスムーズにいくよう支援する。
- (7) 食事・食生活に関する支援
- ①食生活を通して個人の健康維持・増進を図るとともに、社会性（マナー）を身につける。
 - ②利用者の嗜好を取り入れ、家庭的な環境で、楽しく食事ができるようにする。
 - ③栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
 - ④食事内容の変更（減塩、低コレステロール食等）が必要な利用者には個々の身体状況に応じた食事を提供する。
 - ⑤生物の摂取や、加熱調理、賞味期限に留意し、また、食器・調理器具は十分洗浄・乾燥した後、衛生的に保管し、食中毒の予防に努める。
- (8) 地域生活者の支援
- 法人の運営する施設やグループホームを退所し、地域のアパートなどで自活している地域生活者や在宅者に対して、その地域生活全般を支援する。
- (9) 権利擁護に関する取り組み
- ①苦情解決システムを有効活用し、苦情に対する迅速な対応を行う。また、日頃より利用者からの相談・要望・苦情を受ける体制を整え、迅速に対応・処理できるようにする。
 - ②成年後見人制度の利用
入居者の方々が安心できるサポートづくりの一環として、家庭裁判所に成年後見人の依頼の申し立てを行い、安心した生活を入居者の方々に提供する。
 - ③身体拘束・虐待の防止
日々の支援に関わる全ての職員に内部研修等を通じ、定期的に業務態度を振り返る場をつくり、差別や虐待行為に相当する行為に至らないよう徹底する。
 - ④意識調査の実施
全職員に対し、意識調査を実施し、利用者への接し方や勤務態度を振り返る機会を設け、サービスの質・モラルの向上に努める。
 - ⑤全利用者に対して満足度調査を実施することで、利用者のニーズ等を把握し、その分析結果を基に、サービスの質の向上を目指す。
- (10) 安全管理体制の強化
- ①火災及び自然災害の防災訓練を年3回実施（夜間想定による訓練を含む）し、ホーム利用者の災害時の安全を確保する。
 - ②防災マニュアルに基づき、災害時の避難場所等の情報、また、様々な被災状況を想定し、被災時の対応、行動について周知し、防災意識の向上・対策の強化に努める。
 - ③日常におけるヒヤリハット報告から、発生した事故に関する報告により、原因・対策・改善策を検討・共通認識とすることで同様の事故を繰り返さないように努める。
 - ④救命救急講習や感染症研修等に積極的に世話人に参加してもらい、日頃から安全・安心に対する意識向上を図る。
- (11) 環境整備
- ①清潔・快適・安全な環境で生活するために、ホーム内外の整理整頓、清掃に努め、

利用者に快適な生活環境を提供する。

- ②修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。
- ③老朽化した住み替え物件確保のため、情報収集に努める。